

平成24年第1回定例会（6月議会）

農林水産委員会提出資料

（所管事項関係）

平成24年7月9日

農 林 水 産 部

目 次

- 1 平成21年度外来魚駆除・在来生態系保全事業について〔農業経済課・水産漁港課〕 -- 1
- 2 平成24年7月5日からの大雨による農林水産被害について〔農林水産部〕 ----- 4

1 平成21年度外来魚駆除・在来生態系保全事業について

農 業 経 済 課
水 産 漁 港 課

平成24年6月18日付けで、秋田県生活と健康を守る会連合会から提出された住民監査請求の対象となった平成21年度外来魚駆除・在来生態系保全事業について、その概要及び経緯等は次のとおりである。

1 事業の概要

- (1) 事業の目的 内水面漁業や在来の希少種への食害等に大きな被害を及ぼしている外来魚（ブラックバス）について、緊急雇用創出臨時対策基金事業を活用し、緊急かつ集中的な駆除を実施する。
- (2) 委託先 八郎湖増殖漁業協同組合
- (3) 委託金額 9,334,000円
- (4) 委託期間 平成21年7月27日～平成22年2月26日
- (5) 事業の要件 (緊急雇用創出事業実施要領に基づく条件)
- ・雇用人員のうち3/4以上が求職者であること(実績:9/10)
 - ・雇用人件費の割合が事業費の70%以上であること(実績:80%)
- (6) 契約の方法 次の理由から、八郎湖増殖漁協と単独随意契約した。
- ・当該漁協が、外来魚を駆除するための漁具・漁船の取扱いと八郎湖における外来魚の生息場所の双方に精通していること
 - ・八郎湖では約300人が漁業を営んでおり、事業の円滑な推進には、駆除・調査と漁業の調整が必要であること
- (7) 漁協の実施体制 事業の実施に際し、漁協では求職者9名を含む作業員10名を雇用し、このうち1名は、駆除に係る実務作業と雇用人員を指揮監督する現場リーダーとして、調査会社からの出向者を雇用した。

2 経緯 (○は県、■は漁協)

- (1) 平成21年度
- 7月27日 ○県が漁協と「外来魚駆除・在来生態系保全事業業務委託」を締結
- 7月28日 ■漁協と調査会社が職員の出向に関する覚書を交わす
(出向期間：平成21年7月28日～11月30日)
- 3月5日 ○水産漁港課の完成検査 → 問題なし
- (2) 平成22年度
- 5月24日 ○農業経済課(旧団体指導室)の常例検査(1回目) → 指摘なし

- 6月21日 ■漁協の代表監事(当時)から農業経済課に連絡
→ 内部監査で組合長(当時)から漁協が購入したふくべ網の取得価格(1カ統16万円：中古)は高過ぎる。また、利益相反取引に当たる
■元組合長が辞任
- 6月27日 ○水産漁港課が当該漁網の仕様を示して漁網販売店から見積りを徴収(1カ統33万円) → 漁網価格は妥当
- 6月28日 ■元組合長の辞任を受け、新たな組合長が就任
- 6月29日 ■漁協の総代会
→ 元組合長の漁網売買について、出席総代の理解は得られず

(3) 平成23年度

- 4月19日 ○農業経済課の常例検査(2回目)
～22日
- 6月1日 ○農業経済課が漁協に検査書(指摘事項)を交付
→ 元組合長の利益相反取引であること、八郎湖で一般的に使用されるふくべ網の聞き取り価格(10～12万円)に比べると、16万円は高額であること等を指摘
- 11月24日 ■上記指摘に対し、漁協が県に改善状況報告を提出
→ 確認の結果、単価は漁具工賃等を考えれば高額とは断定できない
→ 金額については今後調査し、理事会で検討する
- 11月29日 ■漁協の理事会
→ 漁網代(ふくべ網3カ統、ひき網2カ統)は5万円が適正
→ 差額を元組合長に請求したが、元組合長は拒否
- 2月28日 ■漁協が県を訪問し、上記事実を伝え相談(1月5日にも訪問)

3 住民監査請求

上記事業について、6月18日付けで秋田県生活と健康を守る会連合会から住民監査請求が提出された。

(1) 請求の内容

- ア 21年度に県が漁協に委託した「外来魚駆除事業」に関し、漁網が違法な手続き(利益相反取引)により過大な価格で購入された。
- イ 県費が不正・過大に支出されたにもかかわらず、また、損害回復の機会があったにもかかわらず、県は何ら措置を講じていない。
- ウ このため、知事に対し、違法支出に係る責任職員、または受託団体に損害賠償請求等を勧告するよう監査を請求。

(2) 監査委員の対応

請求期間である1年間を経過していること等により、請求を受理しないことを決定し、6月29日付けで請求人に通知した。

4 県の考え方

- (1) 水産漁港課が平成22年6月に徴収したふくべ網の見積りは、1カ統33万円であった。
- (2) 一方、農業経済課の検査職員が23年4月に聞き取りした価格は、1カ統10～12万円であったが、照会に当たっては、実際に使用されたふくべ網の規格を把握していた訳ではなく、八郎湖で一般的に使用されるふくべ網の価格を聞き取りした。
- (3) 県としては、水産漁港課で徴収した見積額が、実際に使用された漁網の仕様に基づいていることから、実態に近いものであり、また、中古ではあるものの、現状でも良好な状態であることから、漁網の取得価格は妥当なものであったと考えている。
- (4) さらに、住民監査請求を受け、平成24年6月に別の漁網販売店に現物を採寸した仕様を提示のうえ見積りを徴収し再確認したところ、1カ統25万円であったこともあり、県が損失を受けたとは考えていない。
- (5) 業務を受託した漁協と調査会社の関係について、漁協が雇用した作業員10名のうち1名は調査会社からの出向者であるが、これに関しては、漁協と調査会社が職員出向に関する覚書を結び、出向した職員は約4カ月間、漁協の指揮・管理の下に受託業務に従事したものであり、再委託にはあたらない。

【参 考】

(実績事業費の内訳)	
・人件費	7,456,235円 (合計の79.9%)
リーダー賃金(1名)	1,487,550円 (リーダー分 20.0%)
作業員賃金・社会保険料(新規雇用9名)	5,968,685円 (作業員分80.0%)
・物件費(漁具費等)	1,283,573円
・諸経費(車両維持費等)	594,192円
合 計	9,334,000円

2 平成24年7月5日からの大雨による農林水産被害について

農 林 水 産 部

1 降雨の状況

- 7月5日から6日にかけて、上空に寒気が流れ込んだため、大気の状態が不安定となり、所々で雷を伴って、1時間に30ミリ程度の激しい雨となった。
- 地域別では、平鹿地域や雄勝地域を中心に県南部の降水量が多かった。

主な観測所の降水量（アメダスデータ：7月5日午前3時から6日午前11時）

アメダスポイント	積算降水量 (mm)	参考：1時間最大雨量 (mm)
秋 田 (秋田)	49.0	27.5
東由利 (由利)	95.0	21.5
大 曲 (仙北)	84.0	31.0
横 手 (平鹿)	123.0	23.0
湯ノ岱 (雄勝)	101.0	24.5

2 地域別の被害状況

- 7月9日現在、全県で712.5haのほ場で浸冠水が確認された。
- 地域別では、雄物川水系等の増水に伴い、平鹿地域を中心に浸冠水した。
- 被害額は調査中であるが、スイカ(約20ha)、大豆(約108ha)等での被害が予想される。
- 農地や農業用施設、林道施設被害も確認されている。

種別	振興局	市町村名	面積、箇所	備 考
農作物等 (浸冠水)	由利	由利本荘市	13.2ha	水稲
	仙北	大 仙 市	2.7ha	水稲、大豆
	平鹿	横 手 市	690.1ha	水稲、大豆、スイカ、花き、ソバ等
	雄勝	羽 後 町	6.5ha	水稲、大豆、花き等
計			712.5ha	
農 地	平鹿	横 手 市	0.9ha	畦畔崩落3箇所
計			0.9ha	
農業用施設	雄勝	羽 後 町	2箇所	水路溝畔崩落
計			2箇所	
林道施設	雄勝	羽 後 町	1箇所	路肩決壊
計			1箇所	

3 当面の対応

(1) 農作物の栽培技術対策

農作物の生育の回復を図るとともに、被害の拡大を防止するため、以下の技術指導を行っていく。

- ・水 稲：浸冠水により病気が発生しやすくなることから、ほ場の診断や予防防除を行うこと。
- ・大 豆：ほ場の乾き具合をみながら、窒素追肥や中耕・培土を行い、生育の回復を図ること。
- ・スイカ：茎葉、果実の汚れを落とし、病害予防のため速やかに薬剤散布を行うこと。
- ・キク類：下葉等の整理を行い、病害予防に努めること。土壌が乾いてきたら、畦間を中耕して土壌中に酸素を供給し、根の回復を図ること。

(2) 農地、農業用施設、林道施設の応急対策

以下の応急措置等について、引き続き指導していく。

- ・農 地：仮畦畔の築立等の応急措置を図ること。
- ・農業用施設：道水路等の決壊箇所に土のうや杭等を施工し、被害拡大を防ぐこと。
- ・林道施設：林道の通行止め措置や周囲に警戒看板等の設置をすること。